

全ての事業所で対応が必要です!!

館林税務署による

マイナンバー制度説明会

平成28年1月から制度が施行されるマイナンバー制度は、すべての事業者に影響があり、納税においては様式の変更、電算システムの改修等の対応が必要です。

本年10月から個人番号の通知が始まり、年明けの1月からは、税金申告での個人番号提出、雇用保険・国民健康保険での個人番号提出が始まります。

また、マイナンバー法では厳しい罰則が定められているため、情報管理体制の変更も必要です。

本説明会では、制度開始までの限られた時間の中で、我々中小・小規模事業者がどのような対応を行うべきかを分かりやすく説明し、マイナンバー制度導入準備を支援します。

ぜひ、参加下さるようお願い申し上げます。

日時 平成27年 7月 28日 (火) 午後 3時から 4時

場所 太田市新田商工会本所 2階大研修室

館林税務署 個人課税第一部門

講師 統括国税調査官

申込み 平成27年7月22日 (水) までに下の申込書に記入のうえ FAX願います。 (無料)

問合せ 太田市新田商工会 ☎ 0 2 7 6 - 5 7 - 3 5 3 5

参加申込書

平成27年7月 日

このままFAX下さい。 0276-57-3536

	参加者名	事業所名	住所	電話番号
1				
2				
3				